

# サン共同通信

2022年 7月号



## Topics

お客様インタビュー

南青山 『日本料理 伯雲』 坂本慎吾様

### 注目トピック

補助金

事業再構築補助金第5回採択結果

社保

年度更新・定時決定

税制

源泉所得税の納期の特例と不納付加算税

新型コロナウイルス関連

コロナ支援金・協力金の税務上の取り扱い

融資

毎月の融資情報

### 相続シリーズ

相続税の概要



## 南青山『日本料理 伯雲』 坂本 慎吾様

### サン共同を知ったきっかけ

独立するにあたって融資のことでネット検索していたのがきっかけです。飲食店専門であることと、創業融資が得意ということで問い合わせをしました。

初回面談は、サン共同の事務所まで伺いをしましたが、2名のスタッフの方と、もう1名はWEBで参加されていました。複数の方に親身になって話を聞いていただき、安心したのを覚えています。

### 借入額について

希望額満額の計4,000万円を信用金庫から借入することができました。3,000万円ぐらいかなと思っていたので満額借入でき、大変助かりました。一人では到底銀行対応もできないので、専門家の方にお任せしてよかったなと思っています。

## 担当者の感想

税理士の宮川先生は、器などお店をより良いものにしていく上で必要になるものなど買うべきタイミングを教えてください。経営をしていく上でなくてはならない存在になっています。

また、プライベートに関わるお金まわりの相談にも乗って下さるので、こちらもお店の経営に安心して集中できているように感じます。



## 今後の目標

開業をして1年ほどで、ミシュラン一つ星をいただくことができました。次のステップとして二つ星、三つ星を目指して、内装やスタッフ教育などお店づくりにも力を入れていきたいと考えています。



## お店のご紹介

### 南青山『日本料理 伯雲』

<https://nihonryori-hakuun.com/>  
〒107-0062 東京都港区南青山4-11-2 MAIYAビル1F  
Tel. 03-6812-9613



屋号『伯雲』は“禅”の言葉にある『青山元不動』『白雲自去来』より由来。食材それぞれが持っている〈美味しさの瞬間〉を捉え、素材が放つ輝きを届けている。『ミシュランガイド東京2022』において一つ星を受賞。

### オーナーシェフ 坂本 慎吾様

三つ星の日本料理店『龍吟』で料理長を務め、山本征治氏より卒業生としてお墨付きを与えられた数少ないシェフの一人。  
2007年『龍吟本店』入社  
2012年：『龍吟本店』にて副料理長を務める  
2016年：『龍吟本店』にて料理長を務める  
2021年より独立。



## 事業再構築補助金第5回公募の採択結果

このコラムを監修した税理士：笠岡 亮介

2022年6月9日(木)に第5回公募の採択結果が公表されました。  
今回は、事務局から公表されている採択結果の内容についてご紹介致します。

### 1. 採択結果

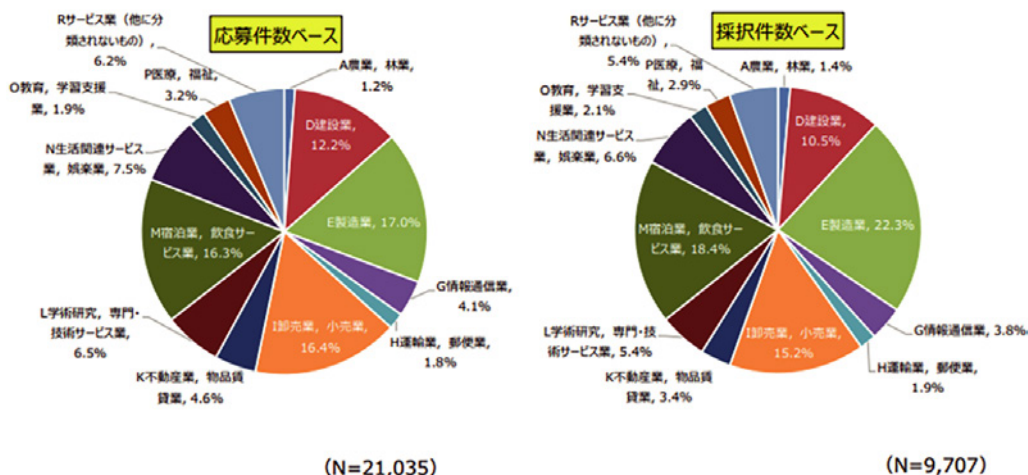
応募件数21,035件のうち、9,707件が採択されました。  
応募枠ごとの採択率を見ると、最低賃金枠が79.4%と最も高く、応募件数が最も多い通常枠の採択率は39.8%と第4回公募以前と同様低い採択率となりました。  
サン共同グループでは、グループ会社を含め2社の採択を頂きました。

#### 第5回公募の応募と採択結果

件数(単位:件数)	通常枠	大規模賃金引上枠	卒業枠	緊急事態宣言特別枠	最低賃金枠	グローバルV字回復枠	合計
①システムで受け付けた件数(応募件数)	16,185	13	21	4,509	306	1	21,035
②採択件数	6,441	8	9	3,006	243	0	9,707

### 2. 業種別の応募と採択割合

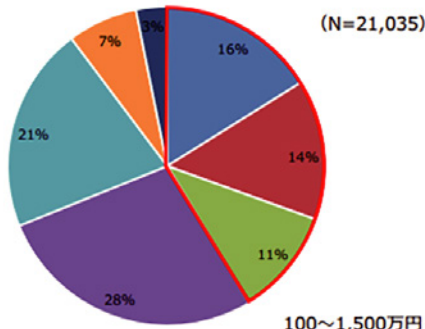
採択件数ベースでは、製造業(22.3%)、卸売・小売業(15.2%)、宿泊業・飲食サービス業(18.4%)で半数以上の割合を占めています。



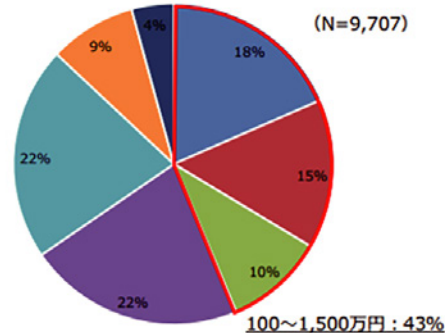
### 3. 採択金額の分布

～1,500万円が全体の43%、～4,500万円が全体の87%を占めています。

応募金額の分布（全類型合計）



採択金額の分布（全類型合計）



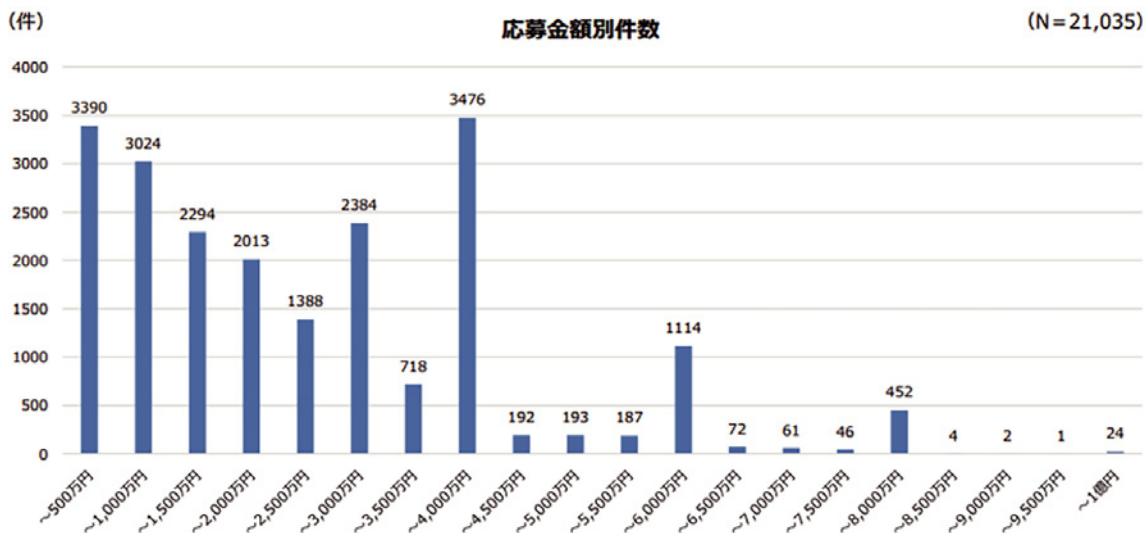
■ 100～500万円    ■ 501万円～1,000万円    ■ 1,001～1,500万円  
■ 1,501～3,000万円    ■ 3,001～4,500万円    ■ 4,501～6,000万円

### 4. 応募金額の分布

各応募枠の上限金額付近で応募件数が増加しています。

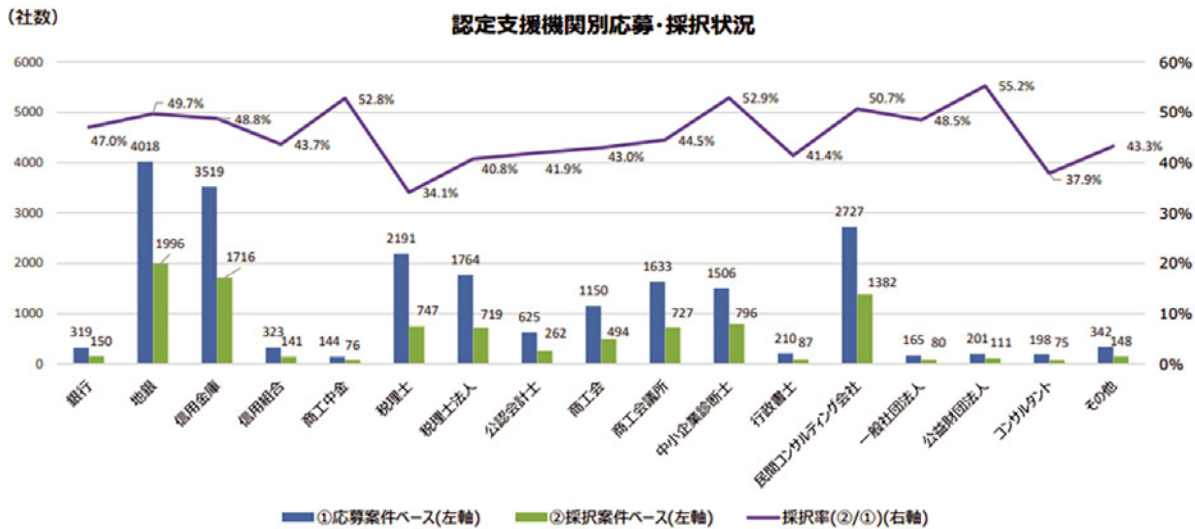
従業員数に応じた通常枠の上限金額：4,000万円、6,000万円、8,000万円

また、金融機関による確認書が必要となる3,000万円付近でも応募件数が増加しています。



## 5. 認定支援機関別応募・採択状況

金融機関が約8,300件で最も多く、税理士関係が約4,000件、商工会・商工会議所が約2,800件でした。



## 6. 第7回公募に向けて

第7回公募を予定されている事業者におかれましては、第7回公募が開始される前に、第6回公募の公募要領を確認しておき、前もって事業内容・投資計画など事業計画の策定に向けた検討を進めておくことをお勧め致します。

サン共同グループでは、認定経営革新等支援機関として特別チームを組成し、お客様の事業再構築補助金の申請支援を継続的に行っておりますので、お気軽に担当者までお問合せください。

事業再構築補助金事務局webページ  
▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/#c1>

第5回公募 採択結果  
▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/result.php>

サン共同グループ事業再構築補助金ページ  
▶<https://tax-startup.jp/corona/jigyo-saikoutiku/>



## 令和4年度労働保険の年度更新について

このコラムを監修した税理士：松橋 良枝

❗ 令和4年度労働保険の年度更新期間は**6月1日(水)～7月11日(月)**です。  
期限が迫っておりますので、ご注意ください。

### 1. 概要

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。  
労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付(徴収法第15条)いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算(徴収法第19条)いただくという方法をとっております。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

### 2. 年度更新の申告・納付先

「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」(以下「申告書」といいます。)を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関、所轄都道府県労働局又は労働基準監督署に、6月1日から7月11日までの間に提出していただく必要があります。(口座振替や電子申請・電子納付も可能)

### 3. 継続事業用・労働保険年度更新 申告書の書き方

記入にあたっては、申告書に同封されている「労働保険 年度更新 申告書の書き方」を参考にご記入いただくか、下記サイトをご参照ください。

令和4年度事業主の皆様へ(継続事業用)労働保険年度更新申告書の書き方

▶<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/kakikata/keizoku.html>

※なお期限が迫っておりますため、記入方法等についてご不明な点等ございましたら、  
直接コールセンター(0120-165-180)へお問い合わせください。

## 定時決定(算定基礎)について

- ❗ 提出期間は、7月1日(金)~7月11日(月)です。  
提出期間が短く、労働保険の年度更新と同様、期限が迫っておりますので、ご注意ください。

### 1. 概要

健康保険および厚生年金保険の被保険者等の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3カ月間(4月~6月)の賃金を「算定基礎届」により届出し、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。これを「定時決定」といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

### 2. 手続き時期・提出先及び提出方法

健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届(算定基礎届)等を作成し、事務センターまたは管轄の年金事務所に、7月11日までに、電子申請・電子媒体・郵送・窓口持参により提出してください。

算定基礎届の記入・提出ガイドブック

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.files/santei.guide.book-r4nendo.pdf>

※なお期限が迫っておりますため、記入方法等についてご不明な点等ございましたら、直接管轄の年金事務所(<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)へお問い合わせください。





## 源泉所得税の納期の特例と不納付加算税

このコラムを監修した税理士：新井 泰

### 1. 原則的納付と納期の特例

給与などから源泉徴収した所得税は、支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時10人未満である場合には、その源泉徴収した所得税（給与や退職手当、税理士等の報酬・料金に係る源泉徴収に限ります）を半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といい、納期の特例の適用を受ける場合には、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出する必要があります。

### 2. 納期の特例による場合の納付期限

1月から6月までに支給した給与から源泉徴収した所得税・・・7月10日  
7月から12月までに支給した給与から源泉徴収した所得税・・・翌年1月20日

### 3. 納期の特例の対象となる源泉所得税

納期の特例の対象となる源泉所得税は、給与や退職金から源泉徴収した所得税及び税理士・弁護士・司法書士などの報酬から源泉徴収した所得税に限られます。その他の報酬に係る源泉所得税については納期の特例の対象外です。

例えば、7月に支給した給与に係る源泉所得税は、翌月8月10日までに納付するのが原則ですが、納期の特例の承認を受けている場合には、7月から12月までに支給した他の月の源泉所得税とあわせて翌年1月20日までに納付することが可能となります。

なお、税理士や弁護士に支払う報酬に係る源泉所得税も納期の特例の対象ですが、原稿料や講演料に係る源泉所得税、デザイナーなどに支払う外注費に係る源泉所得税は、納期の特例の承認を受けていたとしてもこの特例は適用できず、原則どおり翌月10日までに納付することが必要になります。


#### 4. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出期限

提出期限は定められておりませんが、提出した日の翌月に支払う給与等からの適用となります。適用されるまでの間は、原則どおり支給月の翌月10日までに納付する必要があります。

例えば、7月に会社を設立、8月に「源泉税の納期の特例の申請書」を提出した場合には、7月徴収分と8月徴収分は翌月10日までにそれぞれ納付する必要があり、申請した月の翌月9月に徴収した所得税からが納期の特例の対象になります。設立月又は申請月から納期の特例は適用できませんのでご注意ください。

#### 5. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> 令和 年 月 日		※整理番号	
		〒	
		住所又は本店の所在地	
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		氏名又は名称	
		法人番号	
		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。			
給 与 支	給与支払事務所等の所在地	〒	
	※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	電話 - -	
	申請の日前6か月間の各月末の給与の	月区分	支給人員 支給額

## 6. 特例対象者

給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者が対象です。  
常時10人以上である場合には適用できません。

## 7. 納期の特例の要件に該当しなくなった場合

源泉所得税の納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、納期の特例の要件に該当しなくなった場合（給与の支給人員が常時10人未満でなくなった場合）には、「源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を提出することになります。

## 8. 不納付加算税

不納付加算税とは事業主が従業員などから源泉徴収した所得税を、納付期限内に支払われなかった場合に課税される罰則的税金です。1日でも納付が遅れると課されます。

金額は、納付すべき所得税の10%ですが、告知前（税務署から指摘される前）に自主的に納付した場合には5%に軽減されます。

但し、以下の場合には不納付加算税は免除されます。

- ①納期限から1ヶ月以内に納付した場合において、過去1年間に期限後納付がない場合
- ②不納付加算税の金額が5,000円未満となる場合

告知前 5%	
本税 100,000円×5%	= 不納付加算税 5,000円 → 免除にならない
本税 90,000円×5%	= 不納付加算税 4,500円 → 免除
告知後 10%	
本税 50,000円×10%	= 不納付加算税 5,000円 → 免除にならない
本税 45,000円×10%	= 不納付加算税 4,500円 → 免除

なお、源泉所得税の納付が遅れると不納付加算税だけでなく、延滞税も課されます。  
納付期限内に納付するようにお気をつけください。



## コロナ支援金・協力金の税務上の取り扱い

このコラムを監修した税理士：近藤 昂

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴い、事業に影響があった事業者に対しては事業の継続及び立て直しのための各種の支援金・協力金制度が整備されております。

過去には国民全員が一律10万円を受給できる特別定額給付金の支給がありましたが、これは特例法により非課税扱いとされました。

支援金・協力金というコロナ救済措置による支給金ですが、特別定額給付金とは異なり、事業者が支給を受けるものは法人税又は所得税課税が行われます。

本コラムでは各種支援金・協力金の収益計上のタイミングについて解説したいと思います。

### コラムのポイント

- 特別定額給付金とは異なり、各種支援金・協力金は課税対象となります
- 支援金・協力金の種類によって課税タイミングが異なります



## 1. 事業復活支援金

事業復活支援金	
制度概要	事業復活支援金は、一時支援金、月次支援金の後継制度であり、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、売上が大きく減少している事業者に対して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える支援金を迅速かつ公正に給付するものです。
支給額	最大250万円（法人）

### ● 収益計上のタイミング

事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金等の収益計上時期は、「収入すべき権利が確定した事業年度」となり、事業復活支援金の収益計上時期は支給決定日の属する事業年度となります。

事業復活支援金の支給が決定した場合には、事業者は「事業復活支援金の振込みのお知らせ」を受け取ることとなり、このお知らせを受け取った時点が「支給決定日」と考えられます。

なお、お知らせの到着日より支援金の入金日が早い場合には、入金日を支給決定日として収益を計上するものと考えられます。

## 2. 時短協力金

時短協力金	
制度概要	飲食店の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（時短協力金）は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県の要請に応じて、時短営業に協力した事業者に対して、支給される協力金です。
支給額(東京都)	会社規模・売上高に応じて1日あたり2.5万円～20万円

### ● 収益計上のタイミング

事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金等（経費を補填するための一定のものを除く）の収益計上時期は、「収入すべき権利が確定した事業年度」となり、時短協力金の収益計上時期は支給決定日の属する事業年度となります。

時短協力金の支給が決定した場合には、交付決定後に交付決定通知書が送付され、権利確定は同書記載の交付決定日が「支給決定日」となると考えられます。

## 3. 雇用調整助成金

雇用調整助成金	
制度概要	雇用調整助成金とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。
支給額	1人1日あたり最大15,000円

### ● 収益計上のタイミング

事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金等の収益計上時期は、「収入すべき権利が確定した事業年度」となります。

ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した年分に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収入が対応するように、その助成金等の収入計上時期はその経費が発生した日の属する事業年度において収益計上されます。

休業手当について雇用調整助成金を受けるための必要な手続きは事前の休業等計画届の提出などが対象となりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出は不要とされています。その場合の雇用調整助成金の収入計上時期は、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

## 4. 特別利子補給制度

特別利子補給制度	
制度概要	日本政策金融公庫などが実施している利子補給制度であり、売上減少要件を満たす事業者の融資利子相当額につき、一定期間分の補給を受けることができます。
支給額 (日本政策金融公庫)	当初3年間分の利子相当額

### ● 収益計上のタイミング

事業者の収入の収益計上時期については、原則としてその収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となりますので、通常の子補給金の収益計上時期についても、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

ただし、日本政策金融公庫の特別利子補給制度は、融資契約の変更等により利子相当額が変動した場合には、3年経過後に実際に支払った利子相当額により利子補給額が確定することとされています。したがって、特別利子補給制度においては、交付決定日には利子補給額が確定していないことから、利子補給額に係る収入を受ける権利は確定していないと考えられます。

この特別利子補給制度については、事前に最長3年分の利子相当額の交付を受けるものの、交付を受けた時点では収益として確定せず、支払利子の発生に応じてその発生する支払利子相当額の収益が確定し、無利子化される性質のものと考えられますので、その支払利子(費用)の発生に応じて、その発生する支払利子と同額の収益を計上することとなります。



### 代表朝倉の twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので  
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ  
フォローしてください!





## 全国の市区町村 コロナ対策融資制度の取り扱いを継続

このコラムを監修した担当者:小林 信仁

2022年4月1日以後も全国の市区町村でコロナ対策融資制度の取り扱いを継続することになりました。

各種制度内容に差異はございますが、利息や信用保証料の補助が基本的に設けられております。調達コストを抑えて資金調達が可能になりますので、ぜひ本店所在地でご利用できる制度をご参照くださいませ。今回は一例として東京都の一部の制度融資をご紹介します。

なお、ご利用には売上減少要件や金融機関、信用保証協会の審査がございますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

市区町村名	融資限度額	制度のメリット	申込期限
港区	500万円	利息と信用保証料を全額補助	2022年6月30日まで
渋谷区	2,000万円	利息を全額補助	2023年3月31日まで
新宿区	1,000万円	利息と信用保証料を全額補助	2023年3月31日まで
板橋区	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4年間利息を全額補助</li> <li>● 信用保証料は全額補助</li> </ul>	2022年12月28日まで
品川区	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3年間利息を全額補助、4年後は本人負担率0.2%</li> <li>● 信用保証料は全額補助</li> </ul>	2023年3月31日まで

## 日本政策金融公庫 融資関連情報

	前月時点	2022年5月1日時点
創業融資の基準金利	2.33～3.00%	<b>2.31～3.10%</b>
コロナ融資の申込期限	2022年6月30日まで	変更なし

### コロナ融資とは？

- 借入から3年間は実質無利息、その後も約1.3%の低金利で融資を受けられる制度です。なお、3年間実質無利息の適用を受けるためには売上減少率に別途条件がございます。
- お申込みには直近月の売上と、1～3年前の同月売上を比較して5%以上減少している必要があります。（その他、特例的な比較方法もございます。）



## 豆知識コラム③:本店所在地がバーチャルオフィスであるデメリット

- 実店舗のある金融機関は、バーチャルオフィスを本店所在地とする法人の口座開設をお断りする傾向がございますので、ご注意ください。特に信用金庫での口座開設は難しい傾向がございます。
- 日本政策金融公庫の融資返済口座として指定できるのは実店舗のある金融機関の口座になります。バーチャルオフィスの場合には、早めに金融機関へ口座開設の相談をされる事をオススメいたします。
- 東京都の港区では、バーチャルオフィスを本店所在地とする法人は制度融資の対象にならないことを制度融資のパンフレットに明記し始めました。







# 相続シリーズ



## 相続に付随する税務手続き(所得税)

このコラムを監修した税理士:宮本 志穂

### 1. 被相続人の所得税の申告等の期限 (所法124条・125条、所基通35-1(4)、相法14条)

年の途中で死亡した場合において、その死亡した者(以下:被相続人)の相続人等は相続開始があったことを知った日(通常:被相続人の死亡の日)の翌日から4ヶ月以内に、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、**被相続人の死亡の時ににおける納税地を所轄する税務署**に申告と納税を行います。(これを「**準確定申告**」といいます)

※確定申告をしなければならない人が翌年の1月1日から確定申告期限(原則として翌年3月15日)までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合、この場合の準確定申告の期限は、**前年分、本年分とも**相続の開始があったことを知った日の翌日から**4か月以内**となります。

※準確定申告により納めることとなった所得税の額は、相続税がかかる**財産の価額から控除**することができます。(債務控除といいます)なお、準確定申告により還付される**還付金は相続財産に該当**します。(還付加算金は相続人の雑所得)

### 2. 準確定申告における所得控除の適用

#### ①医療費控除(所基通124・125-4)

医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに支払った医療費となります。従って、死亡する時まで病院に入院しており、その医療費を死亡後に相続人が支払ったとしても、被相続人の準確定申告書において医療費控除に含めることはできません。

#### ②各種保険料控除(所基通124・125-4)

社会保険料、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料及び地震保険料控除の対象となるのは、死亡の日までに支払った額となります。

#### ③配偶者控除・扶養控除(所基通85-1)

配偶者控除や扶養控除等の適用の有無に関する判定(親族関係やその親族等の1年間の合計所得金額の見積り等)は、死亡の日の現況により行います。

なお、配偶者控除額、配偶者特別控除額および扶養控除額の月割計算等はいりません。



### 3. 申告等の方法

準確定申告には各相続人の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した「死亡した者〇年分の所得税付表（兼相続人の代表者指定届出書）」を添付致します。

なお、相続人等が2人以上いる場合は各相続人等が連署により準確定申告書を提出することになります。（別々で提出することも可能）

### 4. 相続後の所得税の届出書提出期限 ※新たに事業を開始する場合を前提

区分	届出書名	提出期限
被相続人	個人事業の開廃業等届出書	相続開始日から1か月以内
	給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書	
相続人	個人事業の開廃業等届出書	相続開始日から1か月以内
	給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書	
	所得税の青色申告承認申請書	(注)
	青色専従者給与に関する届出書	相続開始日や専従者がいることとなった日から2か月以内
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	特例適用前月まで
	所得税の棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告期限まで

(注)「青色申告承認申請書」の提出期限は以下の通りとなります。

区分	区分		提出期限
	相続による事業承継	被相続人が亡くなったことを知った日	
被相続人が 青色申告者		1/1～8/31	死亡した日から4か月以内
		9/1～10/31	死亡した年の12月31日
		11/1～12/31	翌年2月15日
被相続人が 白色申告者		1/1～1/15	死亡した年の3月15日
		1/16～12/31	死亡した日から2か月以内

納税者が死亡したときの確定申告(準確定申告)

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2022.htm>

被相続人の準確定申告に係る還付金等

▶<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/02/01.htm>

所得税の青色申告承認申請手続

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/09.htm>



## 拠点一覧

### 青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

### 板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

### 北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

### 八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

### 日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

### 五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

### 横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

### 西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

### 沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

### 福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので  
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ  
フォローしてください!